

## 【巻頭言】

## 教育と責任

企画委員長 川光 秀昭(54 回生)

私たちの母校も大学となり、昨年には1回生を輩出しました。京都医療科学大学は、昭和2年に開設された「レントゲン技術講習所」から85年の歳月を経て最高学府にまで辿り着いたこととなります。大学や短大は文部科学省の認可ですが、私が卒業した昭和55年当時の母校は3年制の専門学校で、今の厚生労働省の所管でした。現在も診療放射線技師の教育機関は、3年制の専門学校と短大、4年制の大学がありますが、私がこの職業を志した頃は、専門学校がほとんどで短大は数校だけでした。そのため、学校の所管省庁までは考え及ばず、修業年限はどちらも3年であり、戸惑うことなく「京都放射線技術専門学校」に入学しました。資格を取り就職してからも当初はこの教育システムの差異について特に意識することもなく、ましてや業務上で不都合なことももちろん皆無でした。



私は平成12年にある大学の診療放射線学科の社会人コースを履修しましたが、この時に初めて、自分が受けて来た教育について考えさせられることになりました。我々の「診療放射線技師」免許は、人体に放射線を照射できる医療界で唯一の資格であり、短大卒と専門学校卒の差はなく、教育についても両者は同等であると理解していました。しかし、大学を履修するためには、文科省が認めた教育を受けなければその機会さえ与えられないことにその時に初めて気付かされ、自分の受けてきた“教育”を思い知らされることになったのです。幸いにも、規則の運用や解釈が変更され、短大卒に2年ほど遅れて、専門学校卒も大学で学ぶことができるようになりました。それ以来、教育の面から我々の業務を見るようになり、色々なことが分かってきました。

平成12年にケアマネジャーの制度が新たに設けられました。この資格の受験では介護系の国家資格を持っていれば条件が緩和されます。対象となる資格21職種が挙げられていますが診療放射線技師はありません。法律施行前のパブリックコメントで、放射線技師の教育過程にペイシェントケアや介護に関する項目が無いことが指摘され、医療系の国家資格でありながら、一般と同様の扱いとなったようです。医師、看護師はともかく、私の認識が甘いと言われてもしょうがないのですが、何故、放射線技師は“ダメ”なのかと考えるのは私だけでは無いと思います。

現在、厚労省は業務を分担して医師の負担を軽減しようとしています。それらの指針では放射線技師の業務には、検査説明や読影の補助などが含まれています。放射線技師の国家試験に画像が含まれていることから、読影の手助け程度の教育は受けていると判断したのでしょうか。また別のワーキンググループでは、将来的には造影剤ルートの抜針や核医学薬品の調製などを放射線技師の業務に含める方が現状に則しているとの考えを示しました。文科省はこれらの領域の教育を現在の技師教育に、また既に放射線技師として業務している者には講習でこれを補うことを検討しているそうです。

個人としての資質や知識、技量は勿論ですが、どのような分野であっても教育を受けていなければ世間からは認めてもらえず、どうも責任の伴う業務には就けそうにはないようです。特定の分野に関して専門技師を数多く誕生させていますが、果たして他の医療スタッフは、それらをどのように評

働いているのでしょうか。仲間内で安易なルールを作って自己満足に終わっていないのでしょうか。医師の業務を任せられている専門看護師に比べて、専門技師が背負える責任は余りにも小さいように思えてなりません。

私のような専門学校を卒業した放射線技師は業務上の責任も取ることができず、医師の影に隠れて職務を行っていたと言っても過言ではないでしょう。放射線技師の教育も母校のように4年制大学が主流となった今、この辺で一度昔を振り返り、現状を確認し、未来のために、私には手の届かない“モノ”になってしまうかもしれませんが、もう一度教育について考え直して、責任の取れる放射線技師を目指したいものです。

以上

---

\* 通巻 203 号 2012 年 4 月 10 日発行(H24-No.1)より